

記入例

農業経営改善計画認定申請書

平成〇〇年〇月〇日

常総市長 殿

申請者 住所 水海道諏訪町3222番地3

氏名 常総 太郎

昭和〇〇年〇月〇日生（〇〇歳）

<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農業経営改善計画					
①目標とする営農類型	稲作 + 麦作 + 施設野菜				
②経営改善の方向の概要	<ul style="list-style-type: none"> これまで専業農家として家族を中心とした水稲・麦作及び施設野菜との複合経営を行ってきた。 近年、高齢農家や兼業農家から農作業の委託や農地の賃貸借の要請が増大しており、これらの要望にこたえる形で経営規模の拡大及び新たな技術の導入を目指したい。 今後は消費者ニーズに対応した野菜を安定的・継続的に生産していくための経営改善に取り組み、省力化と所得の確保を図る。 				
所得 580 万円以上および労働時間 2,000 時間以内が認定要件					
5年後を記入					
(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)					
		現状		目標（〇〇年）	
年間農業所得		2,000千円		5,800千円	
年間労働時間		3,000時間		2,000時間	
◎農業経営の規模の拡大に関する目標	作目・部門名	現状		目標（〇〇年）	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
		a	kg	a	kg
	水稲	100	4,800	100	4,800
	小麦	100	2,400	300	7,200
	施設きゅうり	100	60,000	200	120,000
	作業受託				
水稲	50	2,400	100	4,800	
麦	50	1,200	100	2,400	
経営面積合計		320		625	

特定作業受託とは、受託者が(①収穫物の販売名義)
(②販売収入の処分権)を有していて当事者間で契約
書を交わした農地を言います。

面積については、農業委員会の農地基本
台帳で確認してください。

㊦ 農業経営の規模の拡大に関する目標	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状		目標(〇〇年)	
	所有地	田畑	常総市	50 a	50 a	30 a	30 a
				70 a	70 a	170 a	170 a
	借入地	田畑	常総市	150 a	150 a	350 a	350 a
	特定作業受託	作目	作業	現状		目標(〇〇年)	
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
		水稲	全作業	a	kg	a	kg
				50	2,400	100	4,800
	麦	全作業	a	kg	a	kg	
			50	1,200	100	2,400	
作業受託	作目	作業	現状		目標(年)		
			a		kg		
	単純計						
	換算後						
農畜産物の加工・販売 その他の関連・付帯事業	事業名	内容	現状		目標(年)		
	農業経営に関連・附帯する事業として①農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売③農業生産に必要な資材の製造等について記入。						
㊧ 生産方式の合理化に関する目標	機械・施設	機械・施設名		型式、性能、規模等及びその台数			
				現状		目標(〇〇年)	
		トラクター	45 ps 1台	45 ps、55 ps 各1台			
コンバイン(リース)	4条 1台	4条 1台					
乾燥機	30石 1基	30石 2基					
軽トラック	1台	2台					
育苗ハウス	207㎡ 1棟	207㎡ 1棟					
パイプハウス	500㎡ 2棟	500㎡ 4棟					
		リース、レンタル、共同利用等による場合はその旨を記入。					

④生産方式の合理化に関する目標	地件利用 農用 用条	現状		目標（〇〇年）	
		10～20a区画中心		30a以上の区画を中心に連反化を進め、3～5団地に集約し、作業効率の向上を図る。	
	作合理 目・化 部の 門方 別向	作目・部門名	現状		目標（〇〇年）
		水稻	基肥+追肥の2回散布		施肥作業の省力化、経費の削減
麦		連作障害による収量の減少が発生している		連作障害を回避するためブロックローテーションにより、水稻、麦を作付けする。	
	施設きゅうり	500㎡×2棟のハウスで栽培		ハウスを4棟に増やし、同時に収益性を高めるために高値が期待できる1～3月出荷の品質及び収量アップを図る。	
		現状		目標（〇〇年）	
⑤経営管理の合理化に関する目標		白色申告であり、簿記記帳をしていないので経営状況が把握できない。		青色申告を行う。また複式簿記記帳の実施により、経営と家計を明確に分離する。	
⑥農業従事の態様等の改善に関する目標		家族内の給料・休日の規定が不明確なため、家族農業従事者はほとんど休みが取れない。		給料制及び休日制の導入を実施する。	
⑤目標を達成するためにとるべき措置	経営改善の目標		措置		
	1. 経営規模拡大		認定制度を活用して、条件の良い農地を農業委員会に斡旋してもらおう。委託者の要望にきめ細かく対応し、さらなる利用権設定と受託を進める。		
	2. 生産方式の合理化		側条施肥方式の導入により基肥散布と追肥作業の省力化を図る。 連担化を進め、作業効率の向上を図る。		
	3. 経営管理の合理化		農業簿記記帳講習会に参加して、複式簿記記帳と経営分析について習得する。		
	4. 農業従事様態の改善		家族経営協定を締結し、給料制を実施する。また、臨時雇用の活用で、家族農業従事者が休暇を取れるようにする。		
	5. 低金利の調達		JA、関係機関による農業経営基盤強化資金の利用		

	氏名 (法人経営にあっては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあっては役職)	現状		見通し	
				担当業務	年間農業従事日数 (日)	担当業務	年間農業従事日数 (日)
(参考) 経営の構成	常総 太郎	48	経営主	全作業	300	全作業	250
	常総 花子	48	妻	全作業	300	全作業	250
	常総 一郎	30	子	農繁期のみ	30	全作業	250
雇 用 者	常時雇 (年間)	実人数		現状	0人	見通し	1人
	臨時雇 (年間)	実人数		現状	0人	見通し	2人
		延べ人数		現状	0人	見通し	2人

(参考) 他市町村の 認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考

(備考)

- 1 法人経営にあつては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦、親子等が共同で一の農業経営改善計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 「②経営改善の方向の概要」欄には、農業経営の現状として、専業・兼業の別、主要作目の生産状況等を記載し、必要に応じ現在の経営に至るまでの発展経緯についても記載する。

また、目標とする営農類型へ向けた経営改善の方策について、例えば「規模拡大によるスケールメリットの追求」等と記載し、経営改善の方策の達成の結果として見込まれる主要作目の規模、生産見込み等を記載する。

さらに、年間農業所得について、その現状及び5年後の目標を「年間農業所得」欄に記載する。

なお、可能であれば、主たる従事者の年間労働時間について、その現状及び5年後の目標を「年間労働時間」欄に記載する。
- 5 「③農業経営の規模の拡大に関する目標」欄には、次の事項を記載する。

ア「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（(1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。

イこの場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの(1)及び(2)の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。

ウ「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

エ「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1)農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2)農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3)農業生産に必要な資材の製造等について記載する。
- 6 「④生産方式の合理化に関する目標」欄には、次の事項を記載する。

ア「機械・施設」欄に、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。

イ「農用地の利用条件」欄に、主として利用する圃場の区画の大きさ、団地化した圃場の規模、数、通作距離等を記載する。

ウ「作目・部門別合理化の方向」欄に、③の作目・部門ごとに、品種構成、作付体系、飼養管理の方法等生産方式の合理化について記載する。
- 7 「⑤経営管理の合理化に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担、経営形態の近代化等

について記載する。

8 「⑥農業従事の態様等の改善に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。

9 「⑦目標を達成するためにとるべき措置」欄には、②から⑥までに掲げた目標を達成するための具体的な方策について、例えば、耕地面積の規模拡大に関しては、「本認定制度を活用した農業委員会への申し出、あっせんの仕組みの利用」等と記載する。

なお、農業改良資金等の制度資金の融資を受けることを予定する場合には、予定年度、予定資金、資産及び負債の現状、今後の資金需要等を記載する。

10 農業経営基盤強化促進法第12条第3項に規定する措置を記載する場合には、
ア「⑦目標を達成するためにとるべき措置」に記載するものとする。この場合、特定の個人又は法人が出資するケースにおいては、出資する者の氏名又は名称、出資する者ごとの出資の額及び比率を記載するものとする。また、不特定多数の者から出資を募るケースにおいては、その出資の枠、事業の方法、出資者との間で予定される取引の内容を記載するものとする。

イこの場合、出資をする者が関連事業者等であることを証する書面を添付するものとする。

ウ特に、農業生産法人が、目標を達成するためにとるべき措置として関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人を除く。）から出資を受けようとする場合で、かつ、当該関連事業者等が法人である場合には、当該関連事業者等の定款又は寄付行為の写し、株主名簿又は社員名簿の写し及び財務諸表等当該法人の事業及び財務の状態が明らかとなる書面を添付するものとする。

11 農業経営改善計画の認定を受ける時以後新たに農業を開始する者にあつては、「②経営改善の方向の概要」欄に、新たに農業を開始する予定年月日を記載するとともに、③から⑥までの各「現状」欄に、新たに農業を開始する予定時の状況と併せて、就農3年後の農業経営の状況を括弧書きで記載する。

12 「（参考）経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。

この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。

ア「氏名（法人経営にあつては役員の氏名）」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。

イ「代表者との続柄（法人経営にあつては役職）」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

ウ年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。